

船舶事故等調査報告書

平成26年5月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013函第59号
事故等種類	同乗者負傷
発生日時	平成25年7月15日（月、祝日） 13時31分ごろ
発生場所	北海道小樽市 <small>せにほこ</small> 銭函沖の消波ブロック付近 小樽市所在の小樽港島堤灯台から真方位117° 6.8海里付近 （概位 北緯43° 08.8′ 東経141° 09.8′）
事故等調査の経過	平成25年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ <small>ディーエーエーエーケーエーツ</small> t a a k a II、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	200-38349北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士
死傷者等	負傷 1人（同乗者）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、銭函沖の消波ブロック付近を航行中、平成25年7月15日13時31分ごろ船長及び同乗者が落水した。 同乗者は、右恥骨骨折等を負った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約20℃
その他の事項	船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は銭函沖の消波ブロック付近を航行中、船長及び同乗者が落水したことから、同乗者が負傷したものと考えられるが、船長及び同乗者から情報が得られなかったため、落水及び負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が銭函沖の消波ブロック付近を航行中、船長及び同乗者が落水したため、発生したものと考えられる。